

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
医療連携推進事業	1事業あたり 800千円 ただし、連携する構成員の数に応じて100千円を加算した額（事業者及び構成員が同一の開設者の機関の場合はそれを除く。）	事業計画書に記載された事業の実施に必要な次の経費 人件費（報酬又は賃金。ただし、嘱託職員又は臨時職員等で補助事業に専従することが明らかかな者に限る。なお、諸手当及び共済費を含む。）、報償費、旅費、需用費、委託料、賃借料、備品購入費等	<u>2</u> 3	交付対象事業を行う個人及び法人